

全2回

会員企業
無料

労働関係法対策 ゼミナール

【セミナー概要】

働き方改革によりいくつかの労働法が改正されました。その後5年が経過し、情勢の変化を踏まえた法令の見直しが進んでいます。いわゆる同一労働同一賃金についても、判例の動向を踏まえてガイドラインが改定されることとなりました。

また、セクハラ対策を講じることが企業の義務とされてから20年近くになり、この間にいくつかのハラスメント対策が義務化されてきました。今秋からは、新たに2種類のハラスメント防止対策を講じることが必要となります。

そこで本セミナーでは、同一労働同一賃金の考え方、ハラスメント対策のあり方をテーマに、実務的な観点から解説いたします。

講師

人事労務倶楽部

代表 社会保険労務士 宮内 雅也 氏

金

第1回

同一労働同一賃金

5月14日（木）14:00～16:00

- ・判例の流れ
- ・新しいガイドラインを読む
- ・実務上の留意点

第2回

新たなハラスメント対策

6月16日（火）14:00～16:00

- ・カスタマーハラスメント（カスハラ）
- ・求職者等に対するセクシュアルハラスメント（就活セクハラ）
- ・企業に求められる対策

【会場(第1回・第2回)】 大阪産業創造館 5階 研修室D
(大阪市中央区本町1-4-5)

お申し込み・お問い合わせ 一般社団法人 大阪府雇用開発協会 TEL 06-6942-5010
お申し込みは裏面の申込書にご記入のうえ、FAX又はメールにてお申し込みください。

FAX 06-6942-5020 E-mail: elder-support@osaka-koyou.or.jp 担当 西田

受 講 申 込 書

労働関係法対策ゼミナール

FAX 06-6942-5020 送信票は不要です

また、E-mail: elder-support@osaka-koyou.or.jp にメールでお申込みください。

2回同時申込可能(各社1名まででお願いします。)

第1回 5月14日(木) 同一労働同一賃金

受講者氏名	役職・所属部署名	備考

第2回 6月16日(火) 新たなハラスメント対策

受講者氏名	役職・所属部署名	備考

事業所名			
所在地	〒 -		
担当者	部署名	電話	
	氏名	FAX	
業種	・建設業 ・製造業 ・卸売、小売業 ・サービス業 ・その他の業種		
規模	・ ~49人 ・50人~99人 ・100人~299人 ・300人~499人 ・500人~999人 ・1000人~4999人 ・5000人~		

※ ご提出いただいた個人情報は、当該セミナーの開催に関わることに以外に使用することはありません。
※ 申込受付後、1週間以内に受講票をFAXいたしますので、当日お持ちください。

一般社団法人 大阪府雇用開発協会

〒540-0012 大阪市中央区谷町3-1-9 MG大手前ビル2階
TEL06-6942-5010 担当 西田・伊藤